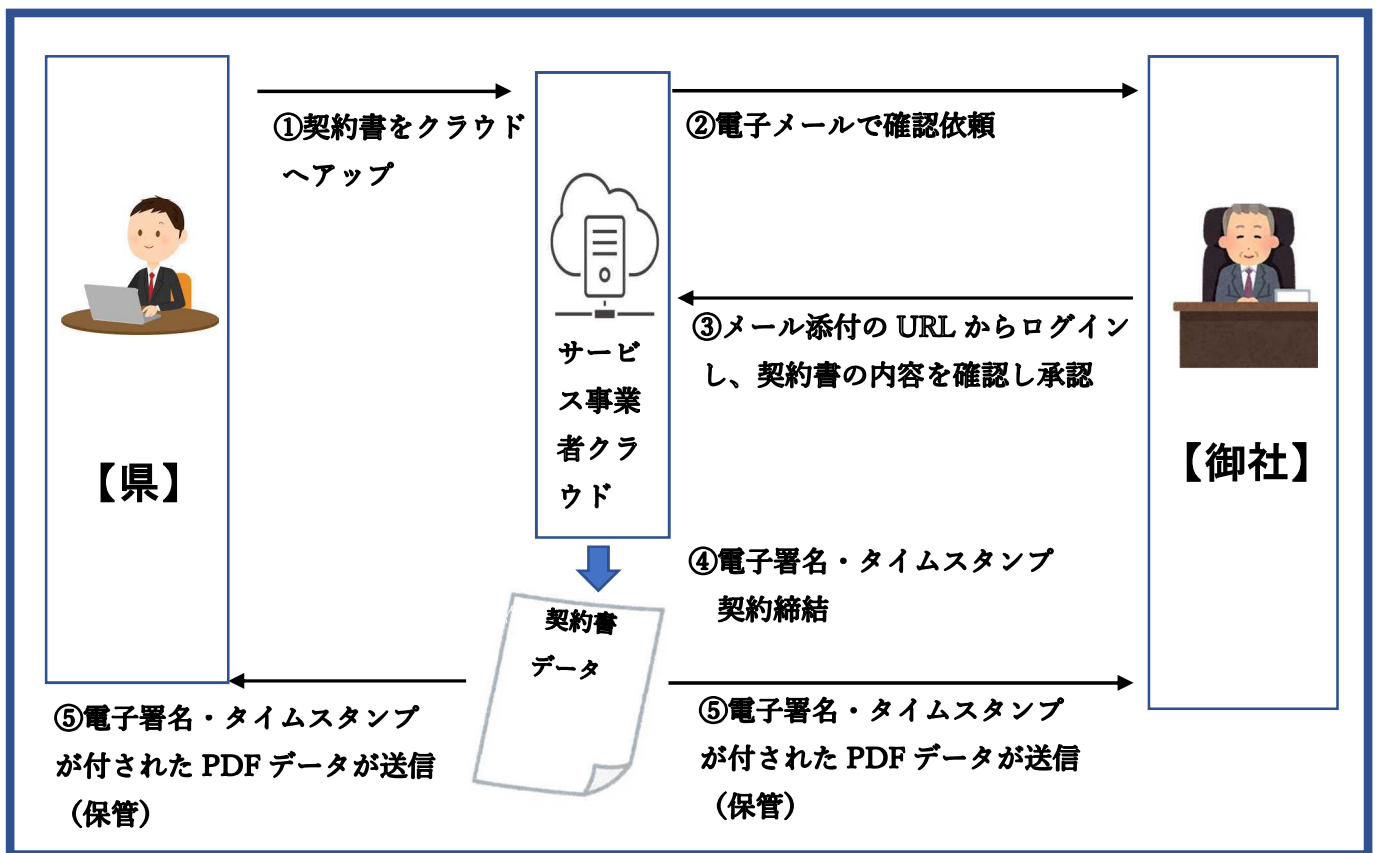


## 立会人型電子契約の利用について

県では、令和3年5月31日(月)から立会人型電子契約サービスを導入しております。このサービスは、電子メールアドレスがあれば利用可能ですので、ぜひ、ご利用ください。

○「電子契約サービス」とは、契約書への押印に代え、電子署名を付与することにより契約締結できるサービスです。今回、県で導入した立会人型電子契約サービスの概要については以下の図のとおりです。なお、事業者の方が行っていただく操作は、下図の③となります。



### 【利用について】

- ・事業者の方はサービス利用等の登録手続きは必要なく、費用も掛かりません。
- ・利用希望の際は、担当者及び契約締結権限者の方のメールアドレスが記載された別紙メールアドレス確認書を入札参加資格等の確認資料と併せて提出願います。
- ・メールアドレスについては、フリーメールアドレス (@yahoo.co.jp、@gmail.com など) は利用できませんのでご注意願います。
- ・契約締結日は、契約締結権限者の方が承認した日となります。